

特 集

移民政策と国籍法

特集の趣旨

武田 里子 大阪経済法科大学客員研究員

本特集は、2018年5月に開催された移民政策学会年次大会のミニシンポジウム「複数国籍の是非と『国のあり方』——国籍法と実態のギャップから」と、その後の複数国籍学習会（武田論文注4参照）での議論を踏まえ、移民政策と国籍法の接点を探ることを企図している。

2016年に蓮舫議員が重国籍問題でバッシングを受けてから、日本国内では重国籍があたかも違法であり、取り締まりの対象であるかのような雰囲気が強まった。2018年後半に入るとメディアでの論調が変わった。理由は、日本と米国の国籍をもつ大坂なおみ選手が全米オープンに続いて全豪オープンでも優勝したためである。2019年10月に国籍選択年齢（22歳）をむかえる大坂選手が日本と米国のどちらの国籍を選択するのか、日本国籍を選択した後に米国籍を離脱するのかどうか、といった記事を目にする機会が顕著に増えている。しかし多くは、「日本は重国籍を認めていない」というところから書き起こしている点で、蓮舫議員の時と同じく「重国籍＝違法」という構図を共有している。本特集では、議論の前提として国籍法は複数国籍の防止措置を図る一方で容認もしていることを明らかにする。なお、国籍法の解釈は、シンポジウムのコメンテーターを務めた近藤博徳弁護士に依拠している。

日本で暮らす在留外国人は256万人を超え、今年（2019年）4月からは新たな在留資格（2種の「特定技能」）を追加することで、外食、建設、農業、介護など14業種でも多くの外国人が働くようになる見込まれている。一方、海外に在留する日本人は約135万人（2017年）となり、こちらも年々増加している。87万人の長期滞在者（永住を除く3カ月以上の滞在者）のうち、48万人は生活の本拠を海外にしている。また海外に移住した人びとがライフステージによって、日本と居住国を往還するようになってきていることも見落としてはならない。

人の国際移動がかつてない規模で広がるなかで、国民の定義を再考することやアイデンティティと国籍をどのようにとらえるべきか、あるいはグローバル時代の「国益」との関連から「国籍唯一の原則」を主張し続けていくことに合理性はあるのか、といった課題が顕在化している。移民を受け入れている国で移民第三世代を外国人のままにしている国は、少なくともG7の中では日本のみとなった。国連の調査によれば、加盟196カ国中、複数国籍を許す規定をもたない国は28%にとどまっている。本特集では、以下の論考により上記の問いに対する建設的な論点を提示することを試

みる。

佐々木論文は、蓮舫議員の重国籍問題を発端に、重国籍者を摘発する風潮が生じた背景についての分析である。橋本健二(2018)の「新しい階級社会」の議論を援用し、旧来の右派、左派とは違った論理が、こういった排除を生み出していること、同時に昨今の地政学的な問題が、国籍の単一化志向を強めていると主張する。

宣論文は、2010年5月に国籍法を改正し、条件付きながら複数国籍を認める大きな転換を図った韓国についての考察である。人口減少に歯止めをかけ、優秀な人材の海外流出を防ぐと同時に海外から人材を確保しようとする「国益」を色濃く反映させた移民政策と関連づけた分析は、今後の日本における複数国籍の議論を進める上で示唆に富む。

武田論文は、2000年代に入り国籍法によって生き方を制約されてきた当事者が声を上げ始めていることに着目し、海外でキャリアを積めるようなびとが国籍法11条1項によって日本国籍を喪失している実情から、複数国籍の是非に向けた論点を提示する。

武田論文で取り上げている当事者の事例に加えて、シンポジウムの報告者2名の報告要旨も紹介しておきたい。現行の国籍法と移民の背景を持つびととの間で生じている課題を共有し合うことが、建設的な議論の一助になると考えるからである。

「国際結婚から生まれた者として国籍問題を考える」 サンドラ・ヘフェリン

国際結婚の両親から生まれた者として「国籍にまつわる問題」は残念ながら私にとって身近なものです。一つ目には、いわゆる「ハーフ」当事者として、私自身が日本とドイツという両国の法律の狭間に立っていること。二つ目には、「親」が直面している国籍の問題です。母は数十年前に「ドイツに帰化した元日本人」ですが、帰化の際に日本国籍を喪失しました。母はドイツに住み続ける予定でしたが、ドイツ人の父親は死亡しており、成人した子供は全員日本に住んでいるため、母は日本への帰化を検討しています。人生は思いもよらなかったことの連続です。人生設計において一旦「この国に住む」と「決断」をしても、その後の家族の状況の変化や政治情勢などによって、見直しが必要になることもあります。高齢化している社会で、そして多様化している世の中で、「国籍は一つであるべき」という考え方は果たして今の時代に合うものなのでしょうか。

「私の子どもが日本人でなくなった？冗談でしょ！——国籍確認訴訟原告の父として」 吉田知浩

2013年秋、私たち二人の子どもの日本国籍が失われたのではないかと、という疑いが生じました。同様の状況に追い込まれていた日露家族と議論を重ねる中で、ある家族はロシアへの出生届けを隠し通す選択をし、別の家族は国籍喪失届けを出して帰化する決断をし、またある家族はロシア国籍を離脱する選択をしました。それぞれの家族が置かれた状況や環境はさまざまでした。私たち家族はどうすべきか？ 悩んだ末に私たちは、日本国籍の確認を求めて訴訟を提起することを決意しました。子どもたちには、自分は何者であるかの根幹にかかわる国籍をごまかさず、正直に生きてほしいと考えたからです。結果は敗訴でした。3年にわたる裁判の経験を踏まえて、自国民保護と国家間の子どもの奪い合いについて考えてきたことを中心に報告したいと思います。